

歯科医師会における男女共同参画の
推進に関する現時点における考え方

平成 24 年 1 月 13 日

日本歯科医師会
男女共同参画推進検討委員会

目 次

はじめに -----1

本編

歯科医師会における男女共同参画の推進に関する現時点の考え方 -----2

(1) 歯科医師会における政策・方針決定過程への女性会員の参画
の拡大について -----2

(2) ポジティブ・アクションについて -----3

(3) まとめ -----3

資料編

A 日本歯科医師会における取り組み -----5

B ポジティブ・アクションに対する政府の考え方 -----6

C 内閣府男女共同参画局通知「公益社団法人及び公益財団法人等における
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について」（平成 23 年
11 月 1 日付府共第 440-2 号） -----8

D 内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ（平成
23 年 1 月）」（抜粋） -----9

E ポジティブ・アクションの実現方法 -----10

F 雇用分野におけるポジティブ・アクションの取組（企業における取組
として考えられる例） -----11

G 内閣府男女共同参画局推進課通知「団体、企業、大学、研究機関等
に対して、ポジティブ・アクションに関する計画の作成及び登録等
について（依頼）」 -----12

はじめに

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような背景の中、我が国では平成 11 年 6 月男女共同参画社会基本法が公布・施行された。これに基づき政府は男女共同参画基本計画を策定し、さらに、平成 17 年第 2 次男女共同参画基本計画において「202030」社会の実現を提唱した。これは、2020 年までにすべての指導的地位に女性の占める割合を 30%にするという数値目標である。その後、平成 22 年 12 月に第 3 次男女共同参画基本計画が閣議決定され、男女共同参画社会の実現が遅々として進まない現実を鑑み、第 3 次計画ではこの目標に向け、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の一つとしてポジティブ・アクション（P. 6 資料編 B 参照）を推進している。これらの政策に基づき、行政や、様々な団体や企業においては積極的に男女共同参画を推進する動きがみられる。

平成 23 年 11 月、内閣府男女共同参画局は、特例民法法人代表者に対して通知「公益社団法人及び公益財団法人等における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について」を発出し、各団体に新法人移行の折の基本的考え方の中に男女共同参画推進の検討項目を盛り込むことを要請している（P. 8 資料編 C 参照）。

日本歯科医師会（以下「日歯」という。）は、平成 20 年度来女性歯科医師の活躍の可能性に着目して数々検討を行ってきたが、さらに平成 23 年度に「男女共同参画推進検討委員会」を設置し、男女共同参画の推進に取り組むとともに、内閣府男女共同参画局が所管する「男女共同参画推進連携会議」に初めて参画した（P. 5 資料編 A 参照）。

今般、本委員会は執行部の要請に基づき、内閣府男女共同参画局が要請している「公益社団法人及び公益財団法人等における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」及び公益法人制度改革を踏まえ、この「歯科医師会における男女共同参画の推進に関する現時点における考え方」を取り纏めた。

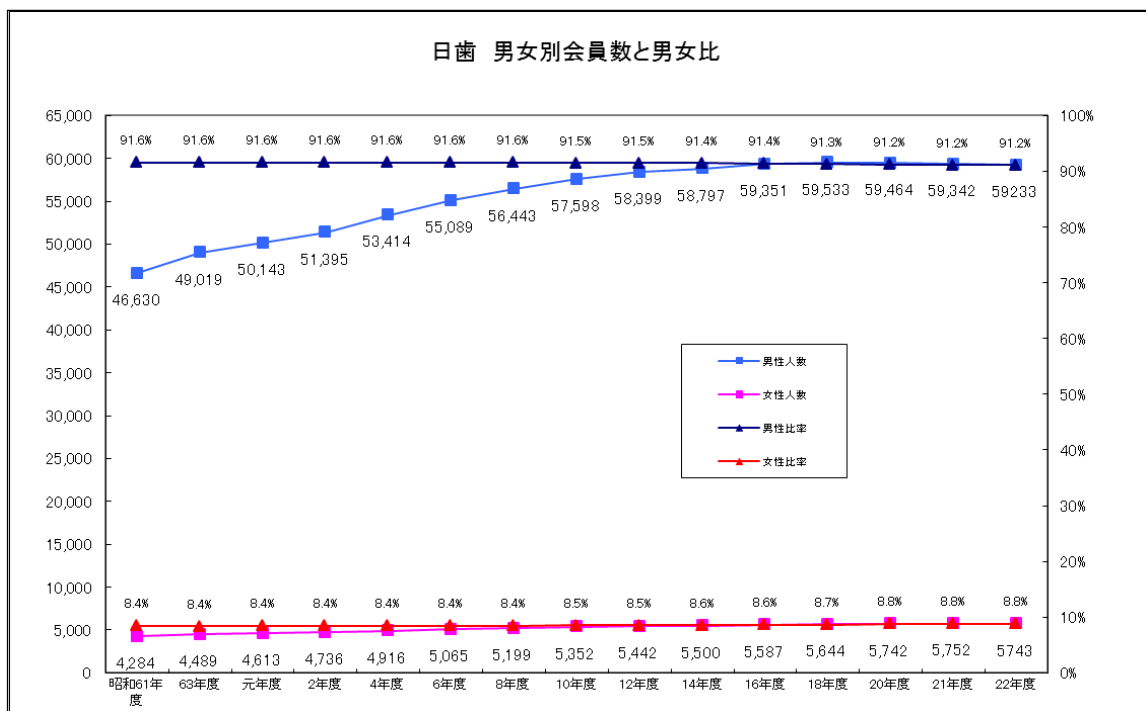
平成 24 年 1 月 13 日

日本歯科医師会 男女共同参画推進検討委員会

歯科医師会における男女共同参画の推進に関する現時点の考え方

(1) 歯科医師会における政策・方針決定過程への女性会員の参画の拡大について

内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ(平成23年1月)」における職能団体役員女性の参画率によると、他の職能団体よりも歯科医師会の女性の参画率は低い結果となっている(P.9 資料編D参照)。この要因の一つは日歯における女性会員の数・割合が少ないためと考えられる(下記グラフ参照)。この状況を改善するためにも、歯科医師会が一丸となって男女共同参画実現の前提となる種々の基盤整備について取り組む必要がある。



日歯では、増加する女性歯科医師と未入会者対策等を踏まえ、先に述べたとおり平成20年度より種々の取り組みを始めており(P.5 資料編A参照)、続いて平成23年度事業計画では基本方針の「6.総合政策の推進」として、「男女共同参画の推進」を掲げ、男女共同参画推進検討委員会を立ち上げた。

このような中、内閣府男女共同参画局より特例民法法人宛に通知「公益社団法人及び公益財団法人等における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について」(平成23年11月1日付府共第440-2号)が発出されている(P.8 資料編C参照)。

通知の内容は、「新公益法人制度の施行に伴い、新たに公益社団法人及び公益財団法人等への移行申請を予定している特例民法法人に対し、『2020年30%』の目標の達成に向け、理事、監事、評議員の選任に当たっては、女性の参画の拡大に積極的に取り組むように」という要請である。

日歯並びに都道府県歯科医師会等は、新法人に移行するにあたり、女性歯科医師の増加、日歯会員数の減少傾向、内閣府男女共同参画局通知等を踏まえ、役員

及び委員会委員、部会部員等を選任する場合は、可及的な女性会員の参画率の向上に取り組まれない。

(2) ポジティブ・アクションについて

内閣府男女共同参画局のホームページには、「ポジティブ・アクションの実現方法」についてチャートが示されているほか（P. 10 資料編E頁参照）、各分野における「ポジティブ・アクションの取組」が例示されている。その例示の中で「雇用分野におけるポジティブ・アクションの取組（企業における取組として考えられる例）」が示されており（P. 11 資料編F頁参照）、歯科医師会に合致するものではないが、少なからずとも参考になるものと思料する。

日歯はじめ都道府県歯科医師会等は、各団体の事情等を考慮しつつ、前述の「ポジティブ・アクションの実現方法」や「雇用分野におけるポジティブ・アクションの取組（企業における取組として考えられる例）」等を参考にしながら、ポジティブ・アクションについて時宜に応じて検討を始めるべきと考える。

なお、内閣府男女共同参画局推進課は平成 23 年 11 月付の通知「団体、企業、大学、研究機関等に対して、ポジティブ・アクションに関する計画の作成及び登録等について（依頼）」をもって、団体、企業、大学、研究機関等に対して、ポジティブ・アクションに関する計画の作成及び内閣府への登録について検討を要請している（P. 12 資料編G参照）。

ポジティブ・アクションの検討が進んでいる都道府県歯科医師会等におかれては、「ポジティブ・アクションに関する計画の作成及び内閣府への登録」を是非とも検討されたい。

(3) まとめ

公益法人認定法における公益事業と規定された、いわゆる 23 事業の 14 番目に「男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業」が明記されている。歯科医師会における新法人移行の作業の中で、これらの検討は必要である。

一方、平成 23 年 10 月に日歯が都道府県歯科医師会に実施した「女性の政策・方針決定過程参画状況等に関する調査」からも明らかなように、何らかの形で男女共同参画推進等の活動のある都道府県歯科医師会において、女性役員数、委員会への女性参加数などに有意差が認められた。

これらの男女共同参画推進等の活動は、

- 歯科医師会内の意見交換により女性の意識改革を行なうことが出来る。
- 未入会者（家族・配偶者など）の実像をつかみやすく未入会歯科医師への歯科医師会組織の理解の窓口となる。
- 男性歯科医師への意識改革を図ることが出来る。
- 女性ならではの視点から歯科医療の様々な分野（介護・予防・アンチエイジング・子育て支援・学校歯科保健、災害（歯科）医療など）にかかわる事によって歯科医療への認識変革を起こすことが出来る。

- 歯科医師会内の交流により人材発掘が出来る。
- 自然にメンター制度などの理解が出来る

等、歯科医師会における女性会員の意識改革等に奏功していることは否定できない。

また昨今、歯科大学及び歯学部の学生のうち、約4割から5割が女性により占められている現状を考慮すると、男女共同参画の視点なく歯科界の現体制を維持することは困難な事態であることは教育現場の担当者からの指摘もあるところである。

今後、日歯はじめ都道府県歯科医師会等におかれては「女性自身の意識改革」「男性の意識改革」「歯科医療のあるべき姿への男女共同参画の検討」などを優先し、男女共同参画の方向性等を検討されることを期待したい。

いまだ女性会員の会務への参画が改善されない歯科医師会におかれては、まずは男女共同参画推進等の活動の場を設けることで、女性会員自らが問題意識を持ち会務に参画するための意識改革のきっかけになるものと確信しつつ、この「歯科医師会における男女共同参画の推進に関する現時点における考え方」が、解決の糸口となれば幸いである。

日本歯科医師会における取り組み

平成 20 年度：**女性歯科医師の会（仮称）設立打合会**を開催。都道府県歯科医師会の女性役員により、女性歯科医師の抱える諸問題について意見交換。女性歯科医師の会ワーキンググループを設置。「女性歯科医師の様々な分野で活躍できる方策」について協議し、「女性歯科医師の会ワーキンググループ報告書」を作成した。

平成 21～22 年度：**女性歯科医師の活動に関する検討委員会**を設置し、諮問事項「女性歯科医師の活動を取り巻く諸問題への対応」について協議。諮問事項の検討にあたり、都道府県歯科医師会の協力のもと「歯科医師会における男女共同参画等に関するモデル意識調査」（平成 21 年 11 月 20 日付日歯発第 1355 号）を実施し、報告書を取り纏めた。また、「都道府県歯科医師会女性会員担当者会議（仮称）の実施に関する意見書」（平成 21 年 11 月 2 日付）を取り纏めた。諮問事項「女性歯科医師の活動を取り巻く諸問題への対応」について、平成 22 年 10 月 27 日付で答申書を取り纏めた。

平成 22 年 10 月 27 日（水）に**都道府県歯科医師会男女共同参画推進検討会議**を開催。都道府県歯科医師会担当理事 54 名の出席のもと、「女性歯科医師等の活動支援と入会促進について」をテーマとし連絡協議を行った。会議では、内閣府男女共同参画局・岡島敦子局長による講演、また、「女性会員等の活動支援と入会促進」についてケースプレゼンテーションを行い、「歯科医師会事業における男女共同参画の推進」をテーマにパネルディスカッションを行った。

平成 23 年度：**男女共同参画推進検討委員会**を設置し、諮問事項「歯科医師会における男女共同参画の推進」について現在、検討中。平成 23 年 10 月 7 日付日歯発第 1456 号で「女性の政策・方針決定過程参画状況等に関する調査」を実施し、調査結果を取り纏めた。平成 24 年 1 月 13 日付で「歯科医師会における男女共同参画の推進に関する現時点における考え方」を取り纏めた。

同年度、内閣府男女共同参画局が所管する「**男女共同参画推進連携会議**」に初めて本会役員が参画した。

資料編B ポジティブ・アクションに対する政府の考え方

- 政府は男女共同参画社会基本法第13条に基づき、男女共同参画基本計画を策定するとともに、平成17年12月の第2次男女共同参画基本計画において、2020年までにすべての指導的地位(※)に女性が占める割合を30%にする、いわゆる「202030」の実現を提唱し、各分野で積極的改善措置に自主的に取り組むことを奨励している。平成22年12月には男女共同参画社会の形成を一層加速させるため、第3次男女共同参画基本計画を閣議決定している。

※「指導的地位」とは、(1)議会議員、(2)法人・団体等における課長相当職以上の者、(3)専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者としている。(平成19年男女共同参画会議決定)

- 内閣府では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標(平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定)の達成に向け、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の一つであるポジティブ・アクションを推進している。
- ポジティブ・アクションとは、一義的に定義することは困難であるが、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいう。
- ポジティブ・アクションには多様な手法があり、例えば、次のように分類できる。各団体、企業、大学、研究機関等の特性に応じて最も効果的なものを選択することが重要である。

①指導的地位に就く女性等の数値に関する枠などを設定する方式

クォータ制(性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法)等

②ゴール・アンド・タイムテーブル方式

(指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法)

③基盤整備を推進する方式

(研修の機会の充実、仕事と生活の調和など女性の参画の拡大を図るための基盤整備を推進する手法)

- 内閣府特命担当大臣(男女共同参画)は日歯へ通知「第3次男女共同参画基本計画及び政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について」(平成23年1月31日付)を发出し、男女共同参画基本計画の周知やポジティブ・アクションの導入等を求めている。

社団法人 日本歯科医師会 会長 殿

第3次男女共同参画基本計画及び
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について

政府は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、昨年12月17日に第3次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。

同基本計画では、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標（以下「『2020年30%』の目標」という。）の達成に向けて、今後取り組むべき喫緊の課題として実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を掲げています。

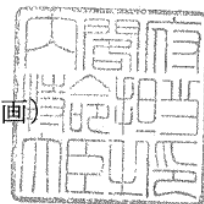
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）には、「2020年30%」の目標の達成に向けた具体的な中間目標の設定や推進計画の策定のほか、様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供、女性が働き続けていく上での悩みについて相談・助言をするメンター制度の導入など様々な種類があります。

つきましては、同基本計画につき御理解を賜るとともに、貴組織におかれても、女性の割合や女性の登用状況等に応じた実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入や、仕事と生活の調和の推進に向けて積極的に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

また、関係団体・機関に対しても、同基本計画についての御周知をお願い申し上げますとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入等について協力を要請していただくようお願い申し上げます。

平成23年1月31日

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）



資料編C 内閣府男女共同参画局通知「公益社団法人及び公益財団法人等における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について」（平成23年11月1日付府共第440-2号）

（公印省略）
府共第440-2号
平成23年11月1日

特例民法法人代表者様

内閣府男女共同参画局長

公益社団法人及び公益財団法人等における政策・方針決定過程への
女性の参画の拡大について

我が国では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」という目標（平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定。以下『2020年30%』の目標という。）の達成に向けて様々な取組を行ってまいりました。しかし、多くの分野において政策・方針決定過程への女性の参画は十分ではなく、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の制定から10年余りが経過した現在もおおきな課題となっています。

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は我が国にとって喫緊の課題であり、昨年12月17日に閣議決定した第3次男女共同参画基本計画においても、特に早急に対応すべき課題の一つとして、実効性のあるポジティブ・アクションの推進を掲げています。このため、男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会では、政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・学術分野におけるポジティブ・アクションの推進方策について検討を行っているところであり、去る7月20日に同専門調査会にて、ポジティブ・アクションの必要性や考え方、各分野における具体的な推進方策について盛り込んだ中間報告をとりまとめました（別紙資料参照）。

つきましては、新公益法人制度の施行に伴い、新たに公益社団法人及び公益財団法人等への移行申請を予定している貴法人におかれましても、上記基本計画及び中間報告について御理解をいただくとともに、「2020年30%」の目標の達成に向け、理事、監事、評議員の選任に当たっては、女性の参画の拡大に積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

（本件連絡先）

内閣府男女共同参画局推進課 中村

TEL：03-5253-2111（内線83734）

03-3581-1812（直通）

FAX：03-3592-0408

e-mail：hiroaki.nakamura@cao.go.jp

資料編D 内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ（平成23年1月）」（抜粋）

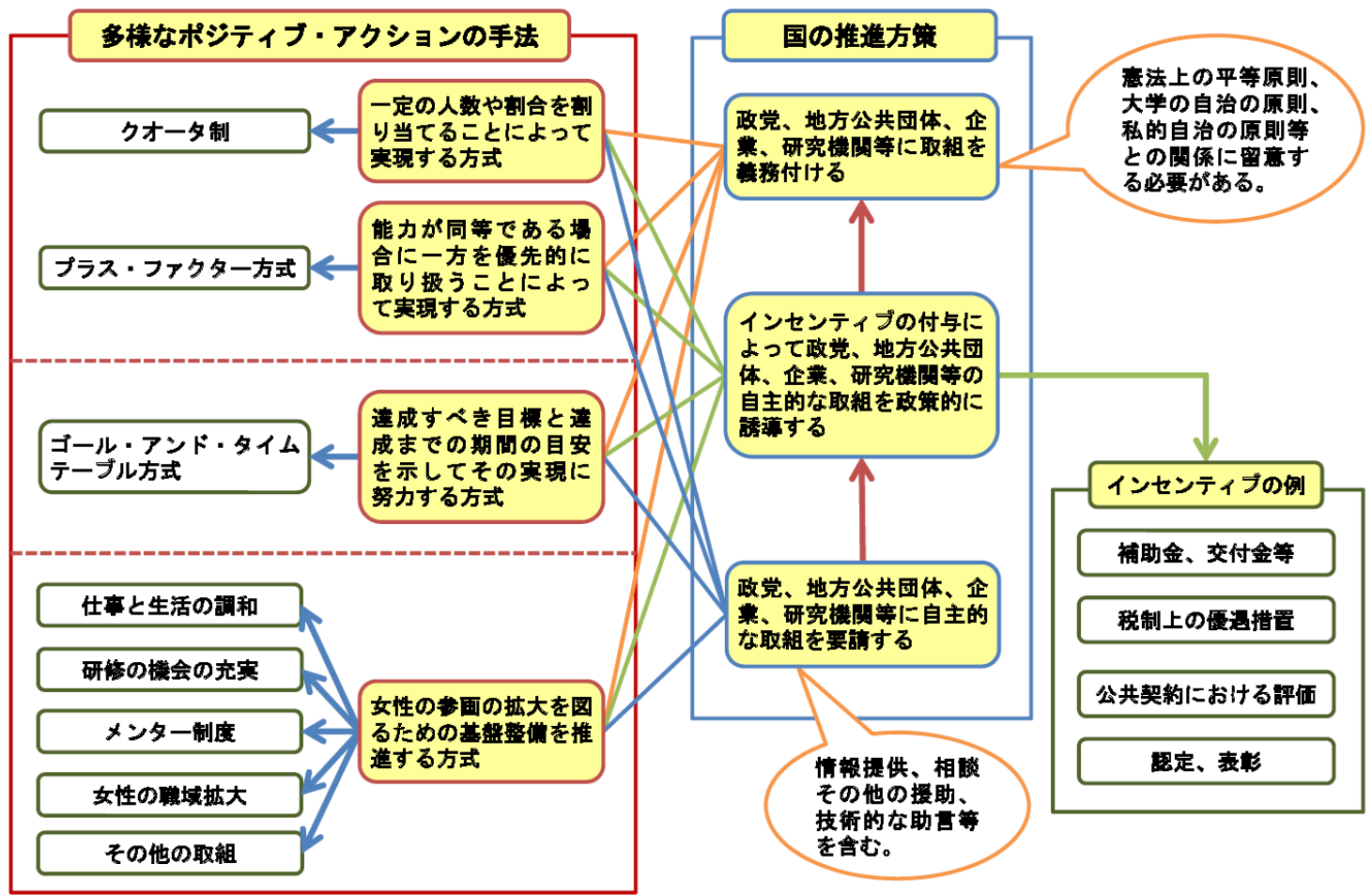
(2) 職能団体役員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	調査時点
日本医師会	30	1	29	3.3	96.7	平成22年8月
都道府県医師会	1,103	51	1,052	4.6	95.4	平成22年8月
日本歯科医師会	27	0	27	0.0	100.0	平成22年9月
都道府県歯科医師会	897	23	874	2.6	97.4	平成22年9月
日本薬剤師会	41	3	38	7.3	92.7	平成22年8月
都道府県薬剤師会	692	106	586	15.3	84.7	平成22年8月
日本獣医師会	21	0	21	0.0	100.0	平成22年9月
地方獣医師会	991	28	963	2.8	97.2	平成22年9月
日本弁護士連合会	90	5	85	5.6	94.4	平成22年9月
各弁護士会	456	35	421	7.7	92.3	平成22年9月
日本司法書士会連合会	27	1	26	3.7	96.3	平成22年8月
各司法書士会(50会)	947	87	860	9.2	90.8	平成22年8月
日本弁理士会	85	5	80	5.9	94.1	平成22年4月
各支部	175	9	166	5.1	94.9	平成22年4月
日本公認会計士協会	89	5	84	5.6	94.4	平成22年7月
地域会	373	17	356	4.6	95.4	平成22年7月
日本税理士会連合会	133	5	128	3.8	96.2	平成22年10月
各税理士会(15会)	1,008	51	957	5.1	94.9	平成22年10月

各団体調べ

※日歯の「女性の政策・方針決定過程参画状況に関する調査」（平成23年10月7日付日歯発第1936号）によると、平成23年度における歯科医師会役員の女性会員の参画状況は日歯4.0%、都道府県歯科医師会平均2.6%となっている。

ポジティブ・アクションの実現方法



出所：内閣府男女共同参画局HP (http://www.gender.go.jp/main_contents/category/positive_act/positive_pdf/positive_action_003.pdf)

雇用分野におけるポジティブ・アクションの取組（企業における取組として考えられる例）

		クォータ制	プラス・ファクター方式	ゴール・アンド・タイムテーブル方式	基盤整備推進方式
プロセス段階	【段階①】 採用		・男女の候補者の評価が同等である場合に女性を優先する方針の採用	・新卒採用者に占める女性の割合に関する数値目標を設定（採用対象学部等の学生の比率に準じる。） ・中途採用者（特に管理職等）の性別の比率に関する目標を設定	
	【段階②】 配置異動			・女性の少ない職域（外勤営業・設備保全・製造ライン等）における性別配置数の目標を設定	・女性の職域拡大（女性が配置されていない職域のリストアップ、配置の促進）
	【段階③】 育成	・女性管理職・リーダー育成研修、幹部育成研修の受講者における女性枠を確保			・メンター制度 ・管理職を対象とするポジティブ・アクション研修を実施 ・キャリアデザイン研修（対象：管理職、従業員） ・管理職に対して女性の部下育成を奨励する仕組み
	【段階④】 評価昇進		・男女の候補者の評価が同等である場合に女性を優先する方針の採用		・昇進において育児・介護休業取得が不利にならない制度を設計（休業前の評価保障等） ・管理者に対する多面観察評価制度等の人事監査
環境整備					・時間外労働抑制の仕組み（全社消灯日の設定、会議ルール設定による時間短縮等） ・配偶者帯同転勤の仕組み、育児中に転勤させないルールの策定 ・育児・介護の休業、勤務時間の配慮（短時間勤務、フレックス勤務、時差出勤、時間外免除等）、在宅勤務制度、男性の育児休業取得の促進、社有保育所の設置、ベビーシッター費用の補助 ・社内・社外の女性ネットワークの形成 等

資料編G 内閣府男女共同参画局推進課通知「団体、企業、大学、研究機関等に対して、ポジティブ・アクションに関する計画の作成及び登録等について（依頼）」

平成23年11月

関係各位

内閣府男女共同参画局推進課長

団体、企業、大学、研究機関等のポジティブ・アクションに関する計画の作成及び登録等について（依頼）

内閣府では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位^(※)に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標(平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定)の達成に向け、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の一つであるポジティブ・アクションを推進しています。

この度、内閣府ではポジティブ・アクションの具体的な推進方策の一つとして、**内閣府男女共同参画局ホームページ内に「ポジティブ・アクションの推進について」のコーナーを新設**し、ポジティブ・アクションの基本的な考え方や様々な手法などについて紹介するほか、**団体、企業、大学、研究機関等におけるポジティブ・アクションに関する計画を掲載**することにより、取組の具体例や成功例について広く情報共有していきたいと考えています。

※「指導的地位」とは・・・

(1) 議会議員、(2) 法人・団体等における課長相当職以上の者、(3) 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とする。(平成19年男女共同参画会議決定)

内閣府からの依頼事項

○貴団体等において**ポジティブ・アクションに関する計画の作成及び内閣府への登録**についてご検討をお願いします。

○貴団体等から**会員や関係先**に対しても**計画の作成及び内閣府への登録の検討**について依頼をお願いします。

○内閣府ホームページでは**ポジティブ・アクションに関する情報を幅広く掲載**していきたいと考えていますので、**団体、企業、大学、研究機関等のポジティブ・アクション関連情報、HPリンク先で内閣府ホームページへの掲載希望がある場合は随時ご連絡**ください。

【参考：第3次男女共同参画基本計画における成果目標（抜粋）】

項目	現状	成果目標（期限）
民間企業の課長相当職以上	6.2% (H22年)	10%程度 (H27年)
女性研究者の採用目標値 (自然科学系)	自然科学系 24.2% (H21年)	自然科学系25%（早期）、更に30%を目指す。特に理学系20%、工学系15%、農学系30%の早期達成及び医学・歯学・薬学系あわせて30%の達成を目指す。
大学の教授等に占める女性の割合	17.3% (H22年)	30% (H32年)

※計画作成等の詳細は、別添「内閣府男女共同参画局からのお知らせ」をご覧ください。

担当：内閣府男女共同参画局推進課 中村
TEL 03-5253-2111（内線 83734）
03-3581-1812（直通）
FAX 03-3592-0408
E-mail hiroaki.nakamura@cao.go.jp

内閣府男女共同参画局からのお知らせ

- 団体、企業、大学、研究機関等においてポジティブ・アクションに関する計画作成、内閣府への登録を募集しています！
- 計画は、内閣府HPに掲載しています様式から作成可能です！

登録いただきました情報は内閣府HPに掲載するほか広く情報発信します

内閣府男女共同参画局では、男女共同参画社会の実現に向け、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標（平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定）を達成するため、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の一つであるポジティブ・アクションを推進し、関係機関への情報提供・働きかけ・連携を行っています。

ポジティブ・アクションとは

ポジティブ・アクションについて、一義的に定義することは困難ですが、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

ポジティブ・アクションの手法

ポジティブ・アクションには多様な手法があり、例えば、次のように分類できます。各団体、企業、大学、研究機関等の特性に応じて最も効果的なものを選択することが重要です。

① 指導的地位に就く女性等の数値に関する枠などを設定する方式

クォータ制（性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法）等

② ゴール・アンド・タイムテーブル方式

（指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法）

③ 基盤整備を推進する方式

（研修の機会の充実、仕事と生活の調和など女性の参画の拡大を図るための基盤整備を推進する手法）

団体、企業、大学、研究機関等のポジティブ・アクションに関する計画の作成

団体、企業、大学、研究機関等（分野は問いません）において、**①指導的地位に就く女性等の数値に関する枠などを設定する方式（クォータ制等）、②ゴール・アンド・タイムテーブル方式（指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法）**について、「**ポジティブ・アクションに関する計画**」様式に基づいて、プロセス毎に具体的な計画作成の検討をお願いします。

なお、上記の①、②のほか、③基盤整備を推進する方式にも取り組んでいる場合には、③の内容も含めて作成してください。

登録団体、企業、大学、研究機関等の募集

団体、企業、大学、研究機関等（分野は問いません）のポジティブ・アクションに関する計画の内閣府への登録については、随時募集しています。

登録いただきました情報については、内閣府男女共同参画局ホームページに掲載するほか、メールマガジン、広報誌、各種イベント等を通じて、広く情報発信を行っていく予定です。

○登録方法

内閣府男女共同参画局ホームページ掲載しています、「記入様式」にご記入いただき、送信してください。しばらくの後、ご入力された内容を内閣府ホームページに掲載いたします。

※ 計画内容を変更・追加された場合も、同様にご記入いただき、送信してください。

○登録内容

■ 基本データ

- ・団体、企業、大学、研究機関等の名称
- ・業種、研究分野等
- ・規模（職員・社員数、採用者数等）
- ・連絡先、ホームページURL

■ 団体、企業、大学、研究機関等のポジティブ・アクションに関する計画

- ・全体の方針
- ・目標達成までの期間
- ・目標
 - (1) 指導的地位に就く女性等の数値に関する枠などを設定することによってその実現を確保する方式（クォータ制等）、
 - (2) 指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力するゴール・アンド・タイムテーブル方式について具体的な目標をプロセス（採用・審査・選考、配置・異動、育成・研修、評価、昇進など）毎に記入してください。
- ・目標に関連する現状
- ・目標達成のための取組や工夫する点等
- ・女性の参画を拡大するための基盤整備【選択式&自由記述式】

○内閣府男女共同参画局ホームページ



http://www.gender.go.jp/main_contents/category/positive_act/positive.html

○お問い合わせ先

内閣府男女共同参画局推進課

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

電話番号：03-5253-2111（内線：83734）

03-3581-1812（直通）

FAX番号：03-3592-0408

〈全体委員会開催日〉

平成23年 8月 2日

11月29日

〈小委員会開催日〉

平成23年 9月29日

平成24年 1月13日

〈男女共同参画推進検討委員会〉

委員長 ○齋藤 秀子

副委員長 ○長野 えり子

委員 坂入 道子

委員 ○溝口 万里子

委員 黒沼 景子

委員 ○下重 千恵子

委員 ○杉山 紀子

委員 遠藤 由香

委員 ○小林 誠子

委員 太田 千景

委員 比嘉 奈津美

○印：小委員会委員

〈 役 員 〉

常務理事 守田 邦昭

常務理事 倉治 ななえ

理事 森原 久樹

歯科医師会における男女共同参画の
推進に関する現時点における考え方

平成24年1月13日

社団法人 日本歯科医師会
男女共同参画推進検討委員会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20
TEL 03-3262-9323 (厚生会員課) FAX 03-3262-9885